



チリにおける経済グローバル化・自由化を振り返る ：所得格差との関係を中心に

村上，善道

(Citation)

国民経済雑誌, 227(6):109-138

(Issue Date)

2023-12-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485941>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485941>



国民経済雑誌

THE
KOKUMIN-KEIZAI ZASSHI
(JOURNAL OF ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION)

チリにおける経済グローバル化・
自由化を振り返る：
所得格差との関係を中心に

村 上 善 道

国民経済雑誌 第227巻 第6号 抜刷

2023年12月

神戸大学経済経営学会

チリにおける経済グローバル化・ 自由化を振り返る： 所得格差との関係を中心に

村 上 善 道^a

チリでは2011年以降広範な抗議活動が頻発し2021年の大統領選挙で左派候補が当選するに至った。その要因として新自由主義改革が国内の格差を拡大させたためそれに対する不満が爆発したという説明がなされることが多い。本稿はチリがこれまで新自由主義改革の継続・深化だけではなく様々な「新自由主義改革に対する改革」を積み重ねてきたということを指摘し、家計調査データから2000年以降所得格差は縮小傾向にあることを指摘する。その上で著者のマイクロデータを用いた4件の実証研究に基づき、2010年代では貿易自由化は国内の所得格差を拡大させる方向には寄与しておらず、高等教育改革に伴う高等教育修了者の大幅な供給増加が2000年以降大学の収益率を賃金分布の高分位に偏って低下させたことで、賃金格差を縮小させたことを指摘する。以上を踏まえ上記の背景には国内の所得格差とは別の要因を考える必要があることを主張する。

キーワード チリ，新自由主義改革，貿易自由化，高等教育，所得格差

1 はじめに

南米チリは、1973年9月のクーデターで成立したピノチェット（Augusto Pinochet）軍事政権のもとで途上国のみならず世界の中でも最も早期にかつ徹底的に経済の自由化とグローバル化（いわゆる新自由主義改革）を進めた国であることが知られている。さらに、1990年3月の民政移管後も、様々な修正や改革を行いながら市場重視の経済運営とグローバル経済への統合を継続し、高い経済成長率を実現してきた。2010年には経済協力開発機構（OECD）への加盟も果たし、「中南米の優等生」として国際的にも高い評価を得てきた。

しかし、チリでは2011年以降学生運動をはじめ大規模な抗議活動が頻発するようになった。とりわけ2019年10月の地下鉄運賃値上げに反対する抗議活動が年金、医療、教育など広範な分野での政府に対する抗議活動に発展し、大規模な暴動にまで発展し大きな社会的政治的混

a 神戸大学経済経営研究所, y-murakami@rieb.kobe-u.ac.jp

乱を引き起こした。これにより予定されていたアジア太平洋経済協力（APEC）の首脳会議が中止されるに至った。「中南米の優等生」として世界で最も政治的、経済的に安定した国の一つと見なされてきたチリでこのような事態が生じたことは、国際的にも大きな衝撃を与えた（桑山 2019a）。さらに、2021年12月の大統領選挙では、元学生運動のリーダーで新自由主義的な経済運営からの転換を訴えたガブリエル・ボリッチ（Gabriel Boric）が当選¹⁾し、2022年3月に大統領に就任した。ボリッチ大統領は、これまでチリが進めてきた市場重視と経済のグローバル化を軸とする経済運営そのものを見直すことを公約したという点で、民政移管後1990年から2010年まで政権を担ってきた中道左派連合（Concertación de Partidos por la Democracia 以下コンセルタシオン）政権とは異なっている。

チリにおいて近年このような事態が生じた理由としては、政治学・社会学サイドの研究からは、分配上の正義に関する信念がチリにおいて抗議活動への重要な決定要因であり（Castillo et al., 2015）、軍事政権から引き継いだ新自由主義の社会経済モデルが、国内に深い格差を生んだため、それに対する不満が爆発した（Somma et al., 2021）という説明がなされている。さらに、日本のマスメディアでも、近年チリについて取り上げる際は、著者の知りうる限り例外なく、これと同じ主張に基づいて説明がなされているように思われる。²⁾

しかし、このような説明は一面的であり、適切ではないというのが本稿の主張である。第1に、このような主張は「新自由主義」なるものを明確に定義することなく、それが格差拡大をもたらしたということを前提にして議論を進めている。即ち、新自由主義（という言葉）は、「望ましくないとみなされるほとんどあらゆる経済的、政治的發展を記述するための蔑称の総称」（Thorsen, 2010: 197）となってしまうしており、「格差の拡大」のような望ましくないとされるものを引き起こすことを前提として使用されているように思われる。新自由主義改革とは経済学的な概念としては自由化、安定化、民営化が3つの柱（Armendáriz and Larraín, 2017: 81）であり、より具体的には Williamson (1990: 8-17) のワシントン・コンセンサスの10項目からなる政策勧告群、即ち①財政赤字の削減、②政府支出の優先分野への再配分、③税制改革、④金利の自由化、⑤競争的な為替レート、⑥貿易の自由化、⑦海外直接投資の自由化、⑧公営企業の民営化、⑨規制緩和、⑩所有権の確立、が実際に採用された政策である（Goldfajn, Martínez, and Valdés, 2021）。従って、チリにおいて具体的な政策（例えば貿易自由化）に着目してそれが国内の所得格差をもたらしたのか否か、またどのような経路でもたらしたのかを厳密に統計的なデータを用いて検証されるべきであり、そのような検証なく、学術的・政策的な議論を行うべきではないであろう。本稿では、第4節と第5節で、貿易自由化と高等教育の自由化が賃金格差に与えた影響をマイクロデータに基づき分析した著者の4件の査読付き国際ジャーナルに掲載された実証研究から明らかになったことを説明する。

第2に、このような主張はチリが軍事政権期に導入した新自由主義を継続・深化してきたという側面だけに着目し、その問題点を修正する改革を長きにわたり実施してきたことを考慮していないか、あるいは意図的に無視している。実際に、チリが厳密な意味で新自由主義を実施したのは1973年のクーデターから1981年の債務危機までの間に過ぎず、第2節で詳述するように、それ以降は「新自由主義改革」というよりも「(新自由主義)改革に対する改革(reforms to the reforms)」(Ffrench-Davis, 2010)を積み重ねてきた。所得格差の問題に関しても、特に1990年以降は社会政策によって格差を是正することに高い優先順位がおかれた。さらに、2010年からの中道右派政権のもとでそれは継続強化され、例えば、2002年に開始された「連帯チリ(Chile Solidario)」を拡充する新たな貧困対策プログラム「倫理的家計所得(Ingreso Ético Familiar, IEF)」が2012年より実施された(Brandt, 2012; Cecchini, Robles, and Vargas, 2012; Reininger et al, 2018)。

第3に、このような主張は、チリの所得格差の長期的な動向を踏まえていない。チリにおいて所得格差が大きく拡大したのは第3節で詳述するように、1970年代から1980年代にかけてであって、2000年以降においてはどのような指標を用いても格差は縮小傾向にあることが明らかである。とりわけ、大規模な抗議活動が始まった2011年は、首都サンティアゴを対象とした家計調査データからは1974年以降でジニ係数は最も低い値を示している(図2参照)。以上から、前述のような格差が拡大したことで抗議活動や左派政権が誕生したという単純な図式に基づく説明は適切でなく、近年のチリにおける抗議活動や左派候補の当選の背景には、もっと別の要因を考察する必要がある、というのが本稿の主張である。

以上より、本稿の第2節ではチリの「新自由主義改革に対する改革」を概観する。第3節では、家計調査データをもとにチリの1974年以降の所得格差の動向を示す。第4節と第5節では、貿易自由化と高等教育の自由化に焦点を当てて、それらが賃金格差に与えた影響に関してそれぞれ著者の2件の実証研究から明らかになったことを説明する。第6節では、以上をまとめ結論とし、近年の抗議活動や左派候補の当選の背景として考えられる点をいくつか議論する。

2 チリの「新自由主義改革に対する改革」の概観

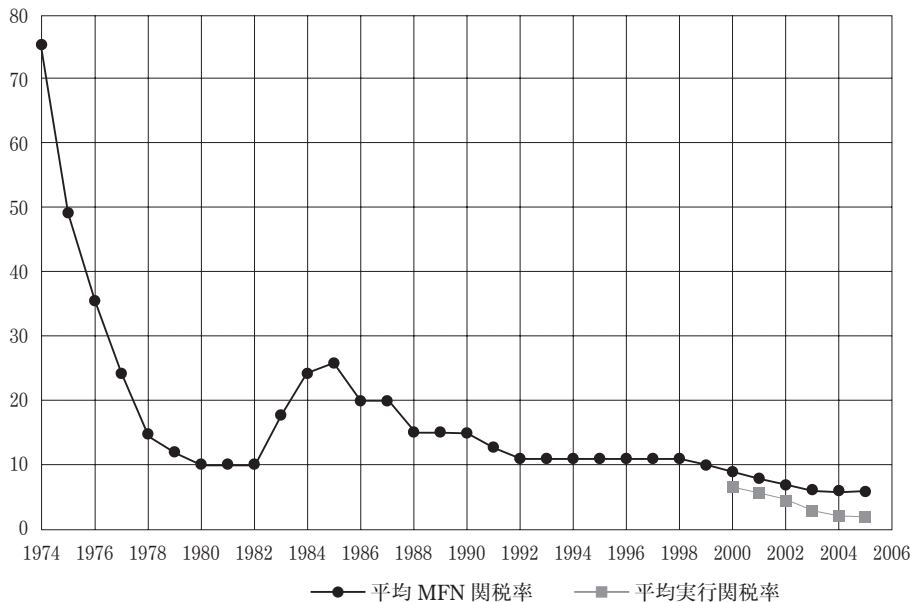
本節は、チリの「新自由主義改革に対する改革」を概観する。第1節で述べたように、本節のチリの1974年以降の経済改革に対する基本的な視点は、チリが単に軍事政権期に導入した新自由主義を継続・深化してきたという理解は誤りであり、その問題点を修正する改革を長きにわたり実施してきたという点にある。言い換えれば、チリが他のラテンアメリカ諸国に多大な影響を与えたという意味でも使用される「チリモデル」とは単に「新自由主義改革の先駆例」を意味するのではなく、「他の国よりも早い時期に改革を進めたことから、多く

の新たな制度を工夫し、構築する必要がある」(細野 2003: 242), 従って、チリにおける「改革はまさに制度的革新であり、その意味で、チリモデルは『改革の改革』の経緯」であり、それらを通して「改革の長所は強化され、短所は是正されてきた」のである(桑山 2019b: 74-75)。このような見方は本稿独自のものでは全くなく、例えば、Ffrench-Davis (2008; 2010) では、1973年から81年の「純粋な新自由主義 (pure neoliberalism)」とは区別する形で、1982年から89年の軍事政権後半の「現実主義的な新自由主義 (pragmatic neoliberalism)」と、1990年以降の中道左派政権のもとでの「改革に対する改革 (reforms to the reforms)」を位置づけ、チリにおける改革の多様性を強調している。なお、チリの1973年から2010年に至る経済改革の概要については Murakami (2014a) が詳細にまとめており、本稿も以下の記述においてはそれを参照している(ただし、引用出典は Murakami, 2014a ではなく、同論文が引用した元論文を引用出典にしている)。

軍事政権は、1973年から1981年において、マネタリズムに基づく経済政策をほぼ純粋な形で適用した(吉田 1985)。まずインフレ鎮静化を目的として、政府支出の大幅な削減、民営化、税制改革が行われた(Edwards and Edwards, 1987)。アジェンデ政権期に導入された保護貿易政策を撤廃するため、0%から750%、単純平均で94%もあった関税率は段階的に引き下げられ、自動車と一部の農産品を除いて1979年には産業一律の10%の関税率が適用された(図1参照)。同時に、非貿易障壁も撤廃され、アジェンデ政権期に導入された複数為替レートや外資規制、価格規制も撤廃された(Ffrench-Davis, 2010; Macario, 2000)。

さらに、軍事政権は、新自由主義改革を「近代化(modernizations)」の名のもとで、社会政策にも適用した。即ち市場競争原理に基づく徹底した民営化、分権化、効率化等が教育や年金などの社会政策の分野にも適用された(Edwards and Edwards, 1987: 103-106; Vergara, 1994: 238)。近年の抗議活動において批判の対象になることの多い高等教育に関しては、1980年の高等教育改革の結果、それまでの国立2校、私立6校からなる伝統的8大学体制が変革され、競争的な高等教育市場を作るため、最低限の要件によって私立機関が大学を設立することが可能となり、数多くの新設私立大学(new private university)が創設された。さらに、それまで唯一の高等教育機関であった大学に加えて、4年制の高等専門学校(Instituto Profesional, IP)と2年制の技術教育センター(Centro de Formación Técnica, CFT)が創設され高等教育機関の多様化が行われた(Brunner, 1993; Cox 1996)。さらに年金制度に関しては、それまでの国の管理による賦課方式(pay-as-you-go system)による確定給付型制度(defined benefit system)から、民間の年金基金運営会社(Administradoras de Fondos de Pensiones, AFP)によって運営される積立方式(funding system)による確定拠出型制度(defined contribution system)に変更された。これは、個人が現役時代に一定金額の保険料を拠出し、将来の給付額は市場での運用成績次第で決まるものであった(Vergara, 1994; ウトフ

図1 チリにおける平均関税率(%)の変化 1974-2005年



(出所) 平均最恵国待遇 (most-favored-nation, MFN) 関税率：1974-1989年：Ffrench-Davis, Leiva and Madrid (1992: 44 Table 5), 1990-1991年：Ffrench-Davis (2008: 261 Cuadro VII. 2), 1992-2005年：World Integrated Trade Solution (WITS) Database (<https://wits.worldbank.org/>) 平均実行関税率：Becerra (2006: 21-24: Anexo 4)

(注) 実行関税率は2000年以降のみ示した。

2003)。

しかし、軍事政権は1979年から、インフレ対策のため為替アンカー政策として固定為替制度を導入したが、これは実質為替レートを増価させ、経常収支赤字を引き起こし、さらにこれは民間銀行の対外借り入れでファイナンスされることになったが、これが債務危機を引き起こすことになった (Ffrench-Davis, 2010)。

1982年の債務危機後、貿易収支の改善をはかるため、軍事政権は前述の一律関税率を一時的に引き上げ、為替レートの大幅な切り下げを行った (細野 2003: 238, 関税率については図1参照)。その後導入された主要な「現実主義的な新自由主義」と呼ばれる政策の中でも代表的なものは以下の2点であろう。第1に、1983年から固定為替制度から、実質為替レートを維持するクローリング・ベッグ制が導入された (Ffrench-Davis, 2010: 123)。これは、1979年からインフレ対策のための為替アンカー政策として実施された固定為替制度が実質為替レートを増価させ、経常収支赤字を引き起こしたことを踏まえたものであり、競争的な為替レートを維持し、チリの輸出の輸出競争力を保つことが目的であった (細野 2003)。第2に、銅を中心とする伝統的輸出品に過度に依存する輸出構造の改善を目的として、特に

非伝統的輸出品を促進するための輸出促進政策が1985年より開始された（フィッシャー 2003：323）。代表的なものとしては、非伝統的産品輸出払戻制度（reintegro simplificado）があり、これは非伝統的産品（当該品目の輸出額が前年2090万米ドル未満）を輸出すると、輸出の FOB 価額の 3 %、5 %、10% が品目に応じてすべての輸出業者に対して還付されるというものであった（Agosin, 1999: 93; Macario, 2000: 57）。これは、1988年から実際された、製造業輸出に使用された輸入関税の払戻制度に比べて利用手続きが簡単であり、特に中小の輸出業者に利用される傾向があった（Agosin, 1999: 93; Ffrench-Davis, 2010: 137; Macario, 2000: 57）。1980年代半ば以降、サーモンやワインなどの非伝統的産品の輸出が大きく増加したが（Ffrench-Davis, 2010）、この競争的な為替レートと輸出促進政策の組み合わせが、非伝統的輸出の増加に大きく貢献したことが指摘されている（Labán and Larraín, 1995）。1980年代半ば以降、経常収支赤字は大きく削減され、マクロ経済の状況も大きく改善した。1985年から債務の資本化（debt-for-equity swap）をラテンアメリカの中でも先駆けて積極的に実施したことも、対外債務の削減に大きく貢献した（Ffrench-Davis, 1990）。経済状況が回復した1985年以降、第2ラウンドの自由化が行われ、関税率の再度引き下げ（図1参照）、公営企業の民営化、既に実施されていた年金改革の推進が行われた（Labán and Larraín, 1995; 細野 2003）。

1990年の民政移管に伴い政権を担ったコンセルタシオン政権は、貿易・金融の自由化、マクロ経済均衡の重視といった点では、軍事政権からの継続を重視した。一方で、政策目標として「公正を伴う成長（crecimiento con equidad）」が掲げられ、特に軍政期に悪化した貧困問題を「社会的負債（deuda social）」と位置づけ、社会政策によってこれに積極的に取り組むことを重視した（Raczynski and Serrano, 2005: 236-237）。その意味でコンセルタシオン政権における「改革に対する改革」は「継続を伴った変革（change-with-continuity）」を追求したものであったともいえる（Ffrench-Davis, 2010: 25）。なお、コンセルタシオン政権に対して、特に新自由主義政策の継続と変革という観点から詳細な検討を加えたものとしては、岡本（2017）を参照されたい。

民政移管後の改革として特に重要なのが税制改革と労働法改革である（Edwards, 2009）。税制改革に関しては財政赤字を引き起こすことなく社会政策への財源を確保するために、1990年の税制改革では、法人税を10%から15%へ引き上げる、個人所得税の最高税率を50%としたまま、最高税率の対象となる所得区分の幅を増やす、第三に脱税への取り締まりを強化する、付加価値税を16%から18%へと引き上げるといったことが行われた（Boylan, 1996: 12-13; Labán and Larraín, 1995: 134-135）。労働改革に関しては軍事政権期に制定された1979年の労働法の改正が行われ、1990年の労働改革では、正当な理由のない解雇の無効化、解雇に伴う退職金支払額の引き上げ、団体交渉権の拡大（あらかじめ雇用者と労働者が合意した場合

は、産業レベルでの交渉も行うことができる）、ストライキの最長60日制限の撤廃などが実現した（Labán and Larraín, 1995: 136-137）。さらに、実質最低賃金の大幅な引き上げが行われ、実質平均最低賃金指数は1990年の106.8から1998年の162.5（1989=100）まで引きあがったが（Ffrench-Davis, 2010: 181 Table VII. 1）、同時期において失業率は低い水準で推移した。

社会政策を担う中心的な機関として、1990年には国家企画局（Oficina de Planificación, ODEPLAN）が企画協力省（Ministerio de Planificación y Cooperación, MIDEPLAN）に改組され、さらにMIDEPLANと協力関係にある機関として連帯と社会投資のための基金（Fondo de Solidaridad e Inversión Social, FOSIS）が設立された。FOSISは地方政府やNGOなどによって行われる、都市貧困層、農村貧困層などへの貧困克服のためのプログラムへの資金を提供し、援助することに責任を有する機関である。さらに、女性、若者、先住民を対象とした支援を行う機関が、それぞれ Servicio Nacional de la Mujer (SERNAM), Instituto Nacional de la Juventud (INJ), Corporación Nacional de Desarrollo Indígena (CONADI) として設立された（Petrás, Leiva, and Henry, 1994: 119; Raczyński and Serrano, 2005: 237-242）。なお、軍事政権においても、貧困対策が全く無策であったわけではなく、家計調査にもとづき、貧困世帯を特定して効率的に社会プログラムを行うことは既に軍事政権ではまっていたことも付記しておきたい。1981年には極貧層を対象とした現金給付プログラムである Subsidio Único Familiar (SUF) が開始され、1985年には次節で述べる全国を対象とした詳細な家計調査である Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional (CASEN) が開始された。⁴⁾ 第1節で指摘した通り、新たな包括的な貧困対策プログラムとして2002年には連帯チリが開始され、2010年からの中道右派政権のもとでもこれを拡充する形で2012年より IEF が実施された。IEF はメキシコをはじめとする他のラテンアメリカの貧困対策プログラムと比較しても、ユニークなものであり、世帯の子供が健康診断を受診することや就学を条件に貧困世帯に現金を給付する条件付き現金給付だけでなく、極貧世帯の救済を目的とした条件なし現金給付や、受給世帯の女性が就職に成功したり子供が学校で優秀な成績を収めたり高校を卒業した場合にその達成に応じて追加のボーナスを給付することも含んでいる（Brandt, 2012; Cecchini, Robles, and Vargas, 2012; Reininger et al, 2018）。即ち、IEF は、世帯全員に生活環境を改善するためのインセンティブを与え、さらに雇用支援を通して、貧困家計が自らの力で貧困から抜け出し、その状態を維持できるようになるための稼得能力の向上を目的としていることに顕著な特徴がある（Armendáriz and Larraín, 2017: 140-141）。国別の貧困線に基づく、チリにおける貧困世帯比率は1990年の33.3%から、2011年には9.2%、最低限の健康水準を満たすために必要な費用に基づいて計算される極貧世帯比率は、1990年の10.7%から2011年の3.0%まで大きく低下しており、これはラテンアメリカの中でもとりわけ低い水準にある（ECLAC 2013: 86-87 Table I. A. 1）。

さらに、コンセルタシオン政権は、貧困対策を目的とした社会政策の実施だけでなく、軍事政権期に導入された社会政策に関しても様々な形で是正を行った。教育政策に関しては、1990年に高等教育の質の確保のための上級教育審議会 (Consejo Superior de Educación) が設置され、新設私立大学および IP に対して公的認証 (acreditación) を与える制度が作られた。公的認証を与えるにあたっては、認証過程 (proceso de acreditación) の段階を設け、この段階にある機関には一定期間 (最低6年, 最大11年) 年次報告書などの提出を求められ、これを経て認証が得られた機関は完全な自治権が与えられる一方、得られなかった機関は5年間認証を延期され、その5年の間に改善がみられなかった場合は、その高等教育機関は閉鎖される、というものであった (Cox, 1996: 38-39)。また前述の確定拠出型年金に対しては、正規雇用者以外が積立を行うことができず、積立を行っていないインフォーマル労働者などは無年金になってしまう問題があった (ウトフ 2003)。そこで、2007年の年金改革では、無年金者や積立不足の低年金者向けの老齢連帯基礎年金 (Pensión Básica Solidaria) と老齢連帯保証手当 (Aporte Previsional Solidario) が設立された (北野 2020: 27)。

最後に、新自由主義政策の継続の側面が強いとされる貿易・外資政策や財政政策でもコンセルタシオン政権で以下のような重要な改革が行われた点も強調したい。貿易政策としては、1990年以降も一律関税は引き下げられ、1990年の15%から最終的に2003年の6%まで低下している (図1参照)。しかし、重要な変更点として、1990年以降はこれまでの片務的な貿易自由化に加えて、地域貿易協定 (regional trade agreement, RTA) のもと、貿易相手国と相互に貿易障壁を撤廃する互恵的な貿易自由化が行われるようになった。1990年代は、ラテンアメリカ統合連合 (Asociación Latinoamericana de Integración, ALADI) の枠組みで、財の関税・非関税障壁の撤廃が中心の経済補完協定 (economic complementation agreement, ECA) をラテンアメリカ域内国と発効してきたが、2000年以降になると EU (2003年)、米国 (2004年) といった域外の先進国や韓国 (2004年)、中国 (2006年)、日本 (2007年) といったアジア太平洋諸国とも積極的に自由貿易協定 (free trade agreement, FTA) を発効するようになった。FTA は、より迅速かつ包括的な関税撤廃を行い、投資、サービス貿易、競争政策、政府調達、知的財産権など、ECA では扱わない分野を含むことが知られている (Kawayama, 2003: 184-185)。このように、チリは多国間の RTA には参加せず、域外を含む多数の国と2国間の FTA を発効する政策を推進したが、これもチリが他の国に先駆けて積極的に推進した政策の一つであり、制度的革新であった (細野 2003: 242-243)。このような貿易政策は、チリの輸出相手国の多角化に大きく貢献したことが知られている (Ffrench-Davis, 2010: 162-165)。

さらに、外資政策でもユニークな制度が実施された。チリは1980年代後半以降経済パフォーマンスが良好であったことやインフレ対策として比較的高い金利水準が維持されたこ

とに加え、1990年の民政移管の成功によりカントリーリスクが低下し、資本流入が増加したことで、自国の通貨への増価圧力が生じることになった (Agosin and Ffrench-Davis, 1996: 171; 細野 2003: 250-251)。一方で、輸出志向の成長戦略を維持するためには、資本流入に伴う実質為替レートの増価を防ぐ必要があった。そこで1991年6月に、短期資本流入を規制する政策としてエンカヘ (Encaje) と呼ばれる強制預託制度 (non-interest-bearing reserve requirement) が導入された。これは、海外直接投資 (FDI) を除くあらゆる外資流入の20%が強制的に無利子で最低90日、最高1年間の間、中央銀行に預託されるというものであった (Agosin and Ffrench-Davis, 1996: 171; 細野 2003: 249-250)。これは、トービン税 (外国為替取引に対する課税) の一種であり、その目的は、ボラティリティの高い投機的な短期資本を抑制し、FDIのような安定的な長期資本を促進することにあった。1992年5月には強制預託率が30%へ引き上げられ、外貨での定期預金もこの対象となり、預託期間も融資期間にかかわらず1年へと引き上げられた (Agosin and Ffrench-Davis, 1996: 172; 細野 2003: 250; ウトフ 2003: 366)。この政策は、資本流入の期間構成に関して、大きな効果があったという点が実証研究でも示されており (Ffrench-Davis, 2010: 28)、例えば1998年の時点でチリの対外債務に占める中長期債務の割合は97.3%であるのに対し、短期債務は2.7%に過ぎず、これはラテンアメリカの短期債務の割合の平均17.8%を大きく下回っていた (細野 2003: 251)。インフレ対策として固定為替制度を1990年代に実施したメキシコ、ブラジル、アルゼンチンが、1979年から1981年のチリとほぼ同じ経路で債務危機に至り固定為替制度を放棄することになったのに対し、チリは1990年代を通して通貨危機を回避することができた。ただし、アジア経済危機の影響を受けた98年の景気後退以降、外国からの資本供給が落ち込んだことを受けて、強制預託率は98年6月に10%、同年9月には0%に引き下げられ、運用は実質的に停止された (細野 2003: 254; ウトフ 2003: 369)。さらに、1999年には変動為替制度に移行、2001年に強制預託制度は廃止された。

財政政策においても2001年に新しい財政ルールが導入されている。資源依存度の高いラテンアメリカでは、経済状況が資源価格の変動で左右されることに加え、外資フローが景気循環的であることでさらに、ブームとバーストの変動を増幅させるという問題がある (桑山 2018: 23-25)。この問題に対処するため、1985年に設立された銅安定化基金 (Fondo de Estabilización del Cobre) に2001年には反循環的な構造的財政収支ルール (structural fiscal balance rule) が導入された (Ffrench-Davis, 2010: 255-262)。これは、銅価格の長期的トレンドのもとで算出される潜在的 GDP に基づく構造的財政収入に基づき、GDP の1%の財政黒字になるように財政支出が決められるというもので、財政余剰金は経済社会安定化基金 (Fondo de Estabilización Económica y Social, FEES) と年金準備基金 (Fondo de Reserva de Pensiones, FRP) で蓄積、不況時に使用されるというものであった (Ffrench-Davis, 2010: 257,

259; Armendáriz and Larraín, 2017: 196 Table 7.7)。世界金融危機の影響を受けた2008年には財政黒字は0.5%, 2009年には0%になり、不況時に一層の財政支出が拡大するように変更がなされている(Armendáriz and Larraín, 2017: 196 Table 7.7)。

以上を踏まえると、チリの1980年代半ば、特に1990年代以降の政策は単なる「新自由主義改革の継続・深化」ではなく、様々な「制度的革新」を通して「新自由主義改革に対する改革」を積み重ねてきたということが明らかである。

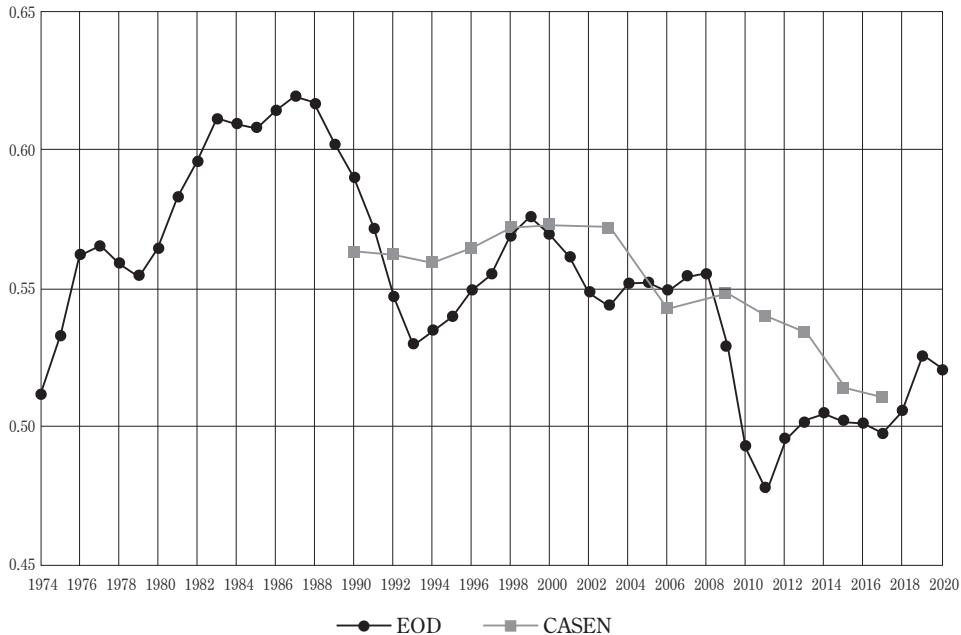
3 チリにおける1974年以降の所得格差の動向

チリは、長期にわたって詳細な家計調査を実施している国であり、それらをもとに所得格差の動向を詳細に知ることができる。代表的な家計調査データは以下の2つがあり、一つは首都サンティアゴ（大サンティアゴ圏）を対象としてチリ大学経済学部によって1957年より毎年実施されている Encuesta de Ocupación y Desocupación en el Gran Santiago (EOD) である。もう一つは現在チリ社会開発・家族省 (Ministerio de Desarrollo Social y Familia) によって実施されている全国を対象とした CASEN である。CASEN は1985年より2年または3年おきに実施されている⁵⁾。この2つの家計調査データはいずれも現在マイクロデータが公表され利用することが可能である⁶⁾。

チリ全国に対する代表性という点や、調査項目の詳細さでは CASEN が優れているが⁷⁾、前述の通りこの家計調査データが開始されたのは1985年であり、さらに1985年と1987年は公開されていないので、この調査からチリにおける経済自由化以降の所得格差の長期的な動向全体をとらえることはできない。そこで、本節では、EOD のデータを用いて、所得格差の動向を明らかにする。この EOD はチリにおける長期的な所得格差の計測に広く使用されている（例えば、1957年から2001年に関しては Larrañaga, 2001 がある）。その上で、以下では CASEN のデータが利用可能な1990年以降に関しては、EOD のデータを用いて示した傾向が、CASEN の場合にも見られることを確認する。

図2は、EOD のマイクロデータから著者が計算した世帯一人あたり所得のジニ係数の1974年から2020年の動向を示したものである。ここで所得は、家族手当、賞与、超過勤務手当を含む雇用報酬 (Sueldos y salarios)、現物給与またはフリンジ・ベネフィット (Especies o regalías)、自営業所得 (Ingresos por actividades independientes)、年金 (Jubilaciones)、その他所得 (Otros ingresos) の合計からなる (Departamento de Economía, Universidad de Chile, 2006)。なお、一人あたり所得の算出にあたっては、(住み込みの) 家事手伝い、同居人などその個人所得が家計所得に加えられていない構成員は世帯員数から除いた。またジニ係数の年変動が大きいことを考慮して、Larrañaga (2001) に従い、前後1年を含む移動平均を用いている。前述の通り、図1では、CASEN が利用可能な1990年から2017年に関して、

図2 チリにおける世帯一人あたり所得のジニ係数の変化 1974-2020年



(出所) Encuesta de Ocupación y Desocupación en el Gran Santiago (EOD): <https://documentos.microdatos.cl/Encuestas/Ocupacion/BasesDeDatos/OcupacioDesocupacionBaseDatos?Orig=eod&H=BDO> より著者計算。Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional (CASEN): <http://observatorio.ministeriode-sarrollosocial.gob.cl/encuesta-casen> より著者計算。

(注) EOD は前後1年を含む移動平均を用いている。Stata のコマンド ineqdec0 を用いた。

同様にマイクロデータから計算した世帯一人あたり総所得のジニ係数の動向も示した。ここでの総所得は、労働所得 (Ingreso del trabajo), その他の自律的所得 (Otro ingreso autónomo), 現金補助金 (Subsidios monetarios), 帰属家賃 (Alquiler imputado) の合計である (Ministerio de Desarrollo Social, 2015b⁸⁾)。

この図からは1974年以降のチリの所得格差の動向に関して以下のことが分かる。まず、経済自由化を開始した1974年以降から1987年にかけて大きく格差が拡大していることが分かる。その後、1993年にかけて格差はいったん縮小し、2000年にかけて再び拡大している。その後2000年代後半を除けば2011年にかけて大きく格差は縮小し、2010年代では2018年までは格差は安定的である。この1990年代半ば以降の格差拡大、2000年代の格差縮小という点は、図2で示したように全国を対象としたCASENを用いて所得格差を計測した場合も同様の傾向が見られる。ただし、CASENを用いた方が、格差は大きく、格差の縮小幅も小さい傾向にある。その要因としてはCASENの所得データは、EODとは異なり、帰属家賃を含む労働所得以外の様々な所得が含まれていることに加え、注8)で説明したように、国民経済計算の数値と整合させるための調整が加えられていることがあげられる。この調整により、調整な

しの場合よりも格差が大きくなる傾向にある (Bravo and Valderrama, 2011; Ministerio de Desarrollo Social, 2013⁹⁾)。このような違いはあるが, Parro and Reyes (2017) は全国を対象にした CASEN を用いて, 総所得および労働所得に関して上位20%の下位20%に対する所得シェアなどいくつかの指標を用いて格差を計算し, 本研究と同様に2000年から2011年に関しては, 2006年から2009年を除き格差が縮小傾向にあることを示している。なお, 2000年代において所得格差が減少したのはチリだけでなく, 2000年代のラテンアメリカ諸国では広く, 所得格差が減少したことが明らかにされている (Lustig, Lopez-Calva, and Ortiz-Juarez, 2013; Messina and Silva, 2018)。さらに, 重要な点として前述の EOD では2010年代では格差は安定的であったが, 図2でも示したように CASEN をもとに全国を対象に計測した場合は2010年代も一貫してジニ係数は低下している。この点は CASEN をもとに計算した国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (Economic Commission for Latin America and the Caribbean, ECLAC) の統計からも確認することができる (例えば, ECLAC, 2022: 90 Table I. 1A. 5 参照)。ただし, 図2では CASEN の所得データに関しては2020年の結果を示していないが, ECLAC の統計からは, EOD の所得データを用いた場合と同様に, 2017年から2020年にかけては格差が拡大傾向にある (ECLAC, 2022: 90 Table I. 1A. 5)。

ところで, 特にグローバル化が所得格差に与えた影響に関する実証分析では, 第4節で述べるように, 賃金関数を用いて様々な個人属性をコントロールしたうえで, 学歴水準で定義される技能労働者であることが (非技能労働者であることと比較して) どのくらい賃金を増やすかを示す賃金プレミアムを格差の指標として用いることが標準的である (Goldberg and Pavcnik, 2007)。Murakami (2014a) は, チリの1974年から2007年において賃金プレミアムの動向も, 前述の総所得をもとにしたジニ係数の動向と一致することを明らかにしている。

さらに, 北野 (2020) は, チリにおいて国全体の貧困率や所得格差が2000年以降, 改善しているだけでなく, 2010年代の抗議活動と関係が深いと考えられる, 平均実質賃金や高齢者の貧困率も検討している。その上で, これらでみてもやはり2000年以降一貫して改善傾向にあり, さらに他のラテンアメリカ諸国と比較しても良好な水準にあることも明らかにしている。

なお, CASEN は前述の通り, 質の高い家計調査データであるが, Larrañaga, Echecopar, and Grau (2022) はそれでも高所得者の特に資本所得の過少申告の影響を受けていることを指摘している。前述の通り, CASEN のデータは既に補正がなされているが, Larrañaga, Echecopar, and Grau (2022) は納税記録の情報をもとにさらに補正を行ったところ, 2003年から2011年において補正前のデータでみられたような所得格差の縮小傾向はなく, 2011年から2017年では補正した場合でも格差の縮小傾向があり, 2003年と2017年では, 補正したデータでは格差はほぼ一定であるとしている。

以上より、世界金融危機の影響を受けた2009年や新型コロナ・ウイルス感染の影響を受けた2020年などのマイナスの経済成長率を記録した年を例外とすれば、チリで2000年以降、様々な指標をもとに検討しても、所得格差が縮小したことが明らかであり、特に大規模な抗議活動が始まった2011年は首都サンティアゴを対象としたデータからは格差が最も低下した時期であったことが分かる。さらに、第2節で詳述したようにこの時期は貧困対策が大きく進展し、2017年までは貧困率も一貫して低下していることも明らかである（ECLAC, 2022: 86 Table I. A1. 3）。以上を踏まえれば、2010年代の抗議行動の要因を単純に格差の拡大と結びつける説明は、適切であるとは考えられない。

4 貿易自由化が賃金格差に与えた影響

本節では、主に Murakami (2014b) と Murakami (2021) をもとに、チリにおいて貿易自由化が賃金格差に与えた影響について明らかにする。貿易自由化が国内の所得格差に与える影響に関して、最も基本的な伝統的な貿易理論であるヘクシャー＝オリーン（Heckscher-Ohlin）モデルの予測に従うのであれば、一般にチリを含むラテンアメリカ諸国は非技能労働が相対的に豊富であるので、貿易自由化を行えば、非技能労働を集約的に用いる財の相対価格が上昇し、非技能労働者の賃金が相対的に上昇するので、技能労働者と非技能労働者の賃金格差は縮小することになる（ストルパー＝サミュエルソン定理）。しかし、実際には貿易自由化を実施して以降、多くの発展途上国で賃金格差が拡大することが広くみられ、これに関していくつかの説明がなされてきた。それらをまとめた Goldberg and Pavcnik (2007) によれば、第1に、貿易自由化以前にはむしろ発展途上国では比較優位部門である非技能労働集約財が保護されていたため、この状況で関税を撤廃すると非技能労働集約財の相対価格が低下し、ストルパー＝サミュエルソン定理に従って非技能労働者の相対賃金が低下した可能性がある。第2に、貿易自由化によって、先進国からの新しい技術を体化した資本財および中間財の輸入が増えることや、自由化をもたらす競争圧力により企業に防衛的なイノベーションを起こさせたことを通して、産業内で技能偏向的技術変化が生じ、技能労働への相対需要が高まった可能性がある、といった点が指摘されてきた。

それでは、チリでは貿易自由化は賃金格差に影響を与えたのであろうか。またそうであればどのような経路で影響を与えたのであろうか。これを明らかにしたのが Murakami (2014b) である。Murakami (2014b) では、第1段階で1974年から2007年まで前述の EOD のデータを用いて毎年、賃金関数より技能（大卒）労働者の賃金プレミアムを推定し、さらに労働時間をもとに技能労働者の相対供給を推定した。第2段階で技能労働者の賃金プレミアムを被説明変数とし、技能労働者の相対供給、関税率、資本財・中間財輸入比率、実質最低賃金、失業率、およびタイムトレンドを説明変数とする時系列分析を行った。その結果、

関税率は確かに有意に負である一方、GDPに占める資本財・中間財比率は有意な変数ではないことが分かった。チリにおいて貿易自由化前に最も保護されていた産業は、記述統計からも繊維・衣服など非技能労働集約的産業であることが明らかである（Hachette, 2000: 298 Cuadro 2）。従って、この結果は前述の第1の経路、即ち1970年代に実施された産業間で一律な関税の導入によって、これまで保護されていた非技能労働集約財の相対価格が大幅に低下したことで、ストルパー＝サミュエルソン定理に従い、非技能労働者の相対賃金が低下し技能労働者と非技能労働者間の賃金格差が拡大したことを示している。関税率の効果は大きく、50%の関税率の引き下げは0.45ポイント対数賃金格差を増加させることが分かった（Murakami, 2014b: 94 Table 2）。また分析期間における被説明変数の分散の39.7%が関税率で説明できることも分かった。一方で、資本財、中間財の輸入比率が有意な説明変数ではなかったことは、この時期のチリにおいて資本財・中間財を通して技能偏向的技術変化を起こしたという経路は確認できなかったことを意味する。また技能労働者の相対供給の符号は予測通りマイナスだが有意ではなく、この時期に関していえば、第5節と異なり、高等教育の普及に伴う技能労働者の増加は賃金格差の縮小には寄与していなかった。さらに、最低賃金も有意な変数であり、第2節で説明した民政移管後の1990年以降の最低賃金の上昇は、賃金格差の縮小に貢献したことが分かった。

第2節で述べた通り、チリは1990年以降、片務的な貿易自由化に加えてRTAのもと、貿易相手国と相互に貿易障壁を撤廃する互恵的な貿易自由化を実施するようになった。この結果、RTA発効の結果適用される実行関税率は、産業間一律のMFN関税率よりもさらに低下することになった。さらに、一律関税適用の例外とされていた一部の農産品もこれらのFTAの結果、一律関税の適用の対象となり関税率が引き下げられることになった。事実、各財の輸入額で加重平均した実行関税率は2000年の6.94%から2009年の1.91%まで低下している（Murakami, 2021: 416 Table 4）。

このような外生的な実行関税率の産業間での低下の違いが賃金格差に与える影響を差分の差分分析（DID）を用いて識別したのがMurakami（2021）である。Murakami（2021）では、2000、2003、2006、2009年の4時点のCASENのデータをプールし、労働者の産業属性に関税率をはじめとする産業レベルのパネルデータをマッチさせ、（労働者の教育水準を含む）個人属性、産業属性、産業固定効果、時間効果からなる賃金関数を推定した。この結果、実行関税率の係数は有意に負であり、1%の実行関税率低下で0.134%産業賃金プレミアム（労働者の属性をコントロールしたうえで、ある産業で雇用されることにより追加的に受け取る賃金部分）が増加するという結果になった（Murakami, 2021: 418 Table 5）。さらに、この関税率の産業賃金プレミアムへの効果が労働者の技能レベルで異なるかを検証するため、関税率と技能労働者ダミーとの交差項を加えた推定も行ったところ、この交差項は有意に負

であり、関税率が低下した産業で雇用される技能労働者は、産業賃金プレミアムに加えて、技能労働者に固有な産業賃金プレミアムも追加的に受け取っていることが分かった。

ただしここで問題になるのは、DID 分析で前提とする、実行関税率の賃金に対する外生性が満たされていない可能性がある点である。というのは、産業固定効果を含めても、可変的な観察不能な産業属性が労働者の賃金と実行関税率双方に影響を与えている可能性がある。例えば、この実行関税率はチリがどの国と RTA を発効するか、および輸入品目が RTA における関税削減・撤廃の対象品目になるかで決まることになる。従って、保護を求める政治的圧力が強い産業は、当該品目の輸入相手国が RTA 対象国となることを避け、かつ当該品目が関税削減・撤廃の対象外になるように圧力をかける可能性が高いので、実行関税率は高くなる傾向にあると考えられる。さらにこのような産業では、賃金も高くなる可能性がある。そうであれば、脱落変数バイアスの枠組みで考えれば、OLS で推定した実行関税率の係数は、絶対値で過少推定されることになる。

そこで、Murakami (2021) では、チリでは、1998年11月に施行された法律により MFN 関税率は11%から1999年より毎年1月に1%ずつ下がることが決められていることに着目したユニークな操作変数を使用している。即ち、MFN 関税率は法律によって決まるので賃金に対して完全に外生であり、かつ実行関税率にも影響を与える。従って、実行関税率に対する操作変数として当初の各産業の実行関税率に各年の（産業一律の）MFN 関税率を掛けたものを使用した。その結果、操作変数を使用した2段階最小二乗法(2SLS)で推定すると、実行関税率の効果はさらに大きく、1%の実行関税率低下で0.484%産業賃金が上昇することが明らかになった。さらに、労働者のタイプの違いを考慮すれば、1%の実行関税率低下で非技能労働者の産業賃金が0.298%上昇するのに対し、技能労働者の産業賃金は0.503%上昇することを明らかにしている(Murakami, 2021: 420 Table 6)。また、この間のチリ全体の技能労働者の雇用比率の変化を、産業間の変化と産業内の変化に起因する部分に分解したところ、産業内の変化に起因する部分がほとんどであり、かつ農産品加工業のように実行関税率が大きく下がった産業ほど、技能労働者の雇用者比率の変化が大きいことが分かった。その意味で、この時期においては、前述の第2の経路で貿易自由化は賃金格差を拡大させる方向に寄与したと言える。

これらをまとめると、1974年から1979年までの一律関税10%適用に伴う関税率の大きな引き下げは、非技能労働集約財の相対価格低下を通して、非技能労働者の相対賃金を引き下げ、さらに2000年代における RTA の発効による一律関税率からの一層の実行関税率の低下も、産業内での技能労働者への需要を高めることを通じて、片務的な貿易自由化同様に技能・非技能労働者間の賃金格差を拡大させたことが示されている。

しかし、大規模な抗議活動が起きるようになった2010年代においては、経済のグローバル

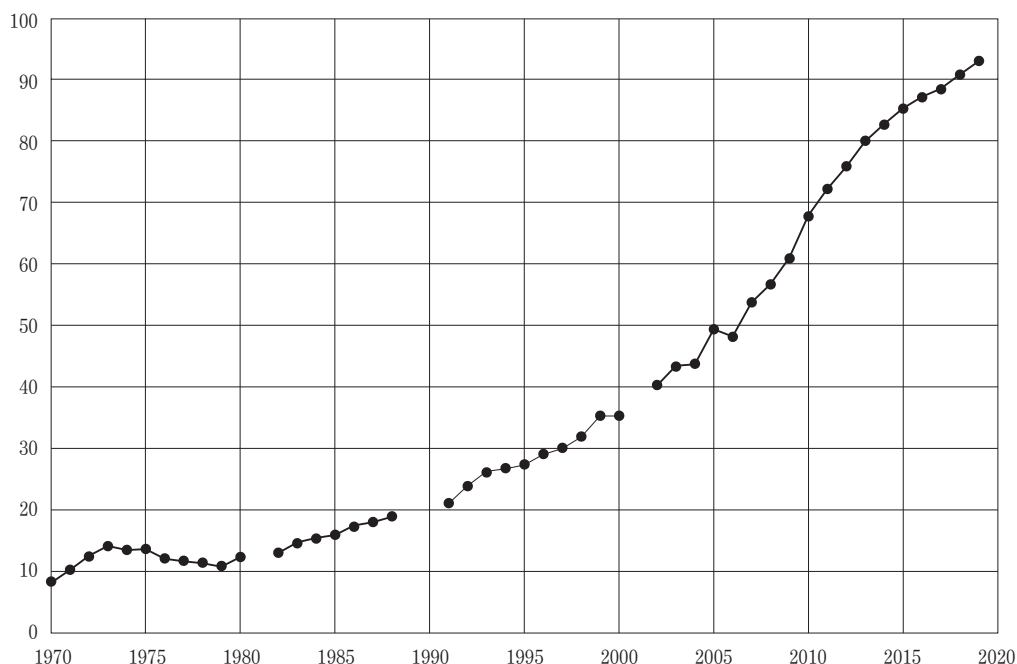
化が、前述のような経路で、国内の所得格差拡大に寄与したと考えることはできない。というのは、産業一律の MFN 関税率は2003年に6%まで引き下げられて以降は全く変化がない。さらに RTA の結果適用される実行関税率に関しても2009年で全産業の加重平均で1.91%になって、ほぼすべての産業でゼロに近い水準になって以降は、ほとんど変化がない。このような状況を踏まえると、貿易自由化、例えば環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11) の批准問題を国内格差と関連付けて考えることは明らかに適切ではない。TPP11 に関しては、チリはこの全加盟国10カ国すべてと2国間の FTA を締結済みであり、既に実行関税率がゼロ%に近いチリが TPP11 の発効により追加的に関税を引き下げる余地は全くない。一方で TPP11 が発効されることで農産品を中心に2国間の FTA で関税削減の例外品目扱いされていたものが TPP11 では対象になることでチリからの輸出に関して利益を得る可能性がある (ECLAC, 2017)。従って、最終的に2022年12月にボリッチ政権は TPP11 を批准したものの、同氏が TPP11 の批准に慎重な姿勢を示してきたことの背景に国内格差の問題を結びつけることは適切ではない。¹⁰⁾

5 高等教育の自由化が賃金格差に与えた影響

第4節の議論は、チリにおいて、グローバル化が需要面を通して格差拡大に寄与したことを示している。一方で2000年以降に関しては、第3節で述べたように、どのような指標を用いても格差が縮小していることが分かっている。この2000年以降の格差縮小の主要な要因として考えられることは、高等教育を受けた労働者の供給が大幅に拡大したことである。第2節で述べたように、チリでは、1980年の高等教育改革に伴い、新設私立大学が創設されるとともに、高等教育機関の多様化が行われ、1980年の大学8校から、1990年には大学60校、IP 82校、CFT 168校の計310校に増加した (Brunner, 1993: 37)。これによって高等教育の総就学率は1980年の12.4%から、2000年には35.4%、2010年には67.9%と大幅に増加し、労働市場における高等教育を受けた労働者の割合が大幅に増加することになった (図3)。

一般に、Knight and Sabot (1983) のような人的資本論に基づけば、教育により労働者の生産性が向上し賃金が上昇すると想定でき、労働者に教育年数を1年追加した場合にどれだけ賃金が上がるかは教育の収益率と呼ばれる。この教育の収益率は、労働者の対数賃金を被説明変数とし、定数項、教育年数、その他の属性を説明変数とするミンサー型賃金関数の教育年数の係数の推定値とすることが多い。このミンサー型賃金関数を想定し、格差指標として対数賃金の分散を考えれば、教育の不平等 (即ち教育年数の分散) の増加は賃金格差を拡大させるが、教育の普及が教育の収益率を低下させるのであれば賃金格差を縮小させることが分かる。¹¹⁾ 即ち、ある国において、高等教育を受けた労働者の割合が増加することは、高等教育の収益率が一定である限り、格差を増加させることになる (composition effect, 構成効

図3 チリにおける総就学率(%)の変化 1970-2019年



(出所) CEPALSTAT (<https://statistics.cepal.org/portal/cepalstat/index.html?lang=es>)

(注) 1981, 1989, 1990, 2001年はデータが欠損している。

果)。しかし、高等教育を受けた労働者の割合がある閾値以上になり、高等教育を受けた労働者の増加が高等教育の収益率の低下を伴うのであれば、格差は縮小することになる (wage structure effect, 賃金構造効果)。従って、以上の人的資本論の予測に基づけば、高等教育の拡大と国内の所得格差の間には逆 U 字の関係が存在することになる。

それでは、第3節で明らかにしたチリにおける1990年代後半における所得格差拡大と2000年代における所得格差縮小の関係は、高等教育の拡大と関係しているのであろうか。これに関する分析を行ったのが Murakami and Nomura (2020) である。ところで、2時点間の平均賃金の差を説明変数の平均値の差に起因する部分と、説明変数の評価 (即ち係数) の差に起因する部分に分解する手法として Oaxaca-Blinder (O-B) 分解 (Blinder, 1973; Oaxaca, 1973) が知られている。これは、前述の教育年数の変化と教育の収益率の変化が対数賃金に与える影響を定式化したものとも理解できるが、O-B 分解自体は、教育年数の変化と教育の収益率の変化が被説明変数の平均値に与える影響しか分析することができないので、賃金格差への影響を明示的に分析することはできない。そこで、Murakami and Nomura (2020) は、Firpo, Fortin, and Lemieux (2009) によって開発された条件なし分位点回帰 (unconditional quantile regression) を行う re-centered influence function (RIF) 回帰分析の手法を用いて、

賃金分布の任意の点の2時点間の変動を説明変数の平均値の差に起因する部分（構成効果）と、当該分位点における条件なし分位点回帰の係数の差に起因する部分（賃金構造効果）に分解する手法を用いた。

第3節で説明した家計調査 CASEN のデータから、1992年から2000年において15歳から64歳のフルタイム男性労働者のうち高等教育修了者（中退を含む）は1992年から2000年では14.1%から23.3%に増加し、2000年から2013年で23.3%から29.8%に増加したことが分かった。しかし、分析の結果、高等教育の拡大は前述の人的資本論の予測通り、対数賃金分布の高分位（90分位点、以下 Q90）と低分位（10分位点、以下 Q10）の格差に与えた影響は、2つの時期で正反対であったことが分かった。即ち、表1にあるとおり、1992年から2000年においては、高等教育の拡大が Q10 よりも Q90 をより大きく上げる構成効果が、高等教育の収益率の低下が Q10 よりも Q90 をより大きく下げる賃金構造効果を上回っていたため、Q90 と Q10 の対数賃金格差を拡大させたことが分かった。高等教育拡大は全体として Q90 と Q10 の対数賃金格差を0.132ポイント拡大させたが、これはこの時期の対数賃金格差の拡大0.112ポイントの118.4%にものぼり、高等教育だけで、この期間の Q90 と Q10 の対数賃金格差の拡大を説明できるほどの大きさになっている。

一方で、2000年から2013年においては、高等教育修了者の割合の増加に伴う高等教育の収益率の低下によって Q10 よりも Q90 をより大きく下げる賃金構造効果が、Q10 よりも Q90 をより大きく上げる構成効果を上回っていたため、Q90 と Q10 の対数賃金格差を縮小させたことが分かった。高等教育拡大は全体として Q90 と Q10 の対数賃金格差を0.036ポイント縮小させ、これはこの期間の Q90 と Q10 の対数賃金格差の縮小-0.310ポイントの11.8%を説明できる。以上より、Murakami and Nomura (2020) は人的資本論の予測どおり、チリにおいて1992年から2000年では、高等教育の拡大は、構成効果が賃金構造効果を上回ることで、賃金格差を拡大させたが、反対に2000年から2013年では賃金構造効果が構成効果を上回って、賃金格差を縮小させたことを示した。

ところで、チリでは高等教育改革によって高等教育機関や学位の種類が多様化しているこ

表1 チリにおける賃金格差の変化の要因分解

時期	1992-2000			2000-2013		
効果	構成効果	賃金構造効果	全体	構成効果	賃金構造効果	全体
Q90	0.210	-0.063	0.147	0.054	-0.097	-0.043
Q10	0.007	0.008	0.015	0.005	-0.011	-0.006
Q90-Q10	0.203	-0.071	0.132	0.049	-0.086	-0.036

（出所）Murakami and Nomura (2020: 884; 885) Table IV, Table V をもとに著者作成。

（注）Q90-Q10 は、当該効果の Q90 と Q10 の差を示す。

とから、高等教育の拡大が賃金格差に与える影響はそれらによって異質である可能性がある。CASEN の2013年と2017年では、高等教育の取得学位の種類だけではなく、取得機関に関する情報も提供している。この点に着目し、同様の分析枠組みのもとで、異なった種類の学位を学位の取得機関による違いにも着目して、その収益率の変化が賃金格差に与える影響を詳細に分析したのが Murakami and Nomura (2023) である。

Murakami and Nomura (2023) では、前述の1980年の高等教育改革に伴って設立された新設私立大学で取得した学位の収益率の低下と賃金格差の関係に着目するため、高等教育改革以降に高等教育に就学した24歳から50歳のフルタイム男女労働者にサンプルを限定した分析を行った¹²⁾。その結果、この年齢層に限れば、高等教育修了者（中退を含む）の割合は僅か4年間にも関わらず2013年から2017年で34.2%から42.7%に急増しており、同様の分析をすれば、表2にあるとおり、高等教育全体として構成効果はQ90の賃金を上げているが、それとほぼ同等の賃金構造効果がQ90の賃金を下げていることが分かった。この賃金構造効果-0.119ポイントは極めて大きく、この期間のQ90とQ10の対数賃金格差の縮小-0.143ポイントの83.4%がこれに帰する大きさであった (Murakami and Nomura, 2023: 75 TABLE 4)。

しかし、高等教育が賃金格差に与える影響は学位の種類や取得機関で大きく異なることが明らかになった。Murakami and Nomura (2023) では高等教育の学位をCFTで取得する高等技術者学位 (título de técnico de nivel superior)、IP・大学で取得する専門職学位 (título profesional)、大学院学位にわけ、さらに専門職学位に関しては、それをIP、新設私立大学、伝統大学のどこで取得したかも分けた分析を行った。この結果、賃金構造効果が高分位の賃金を下げる効果があるのは、専ら専門職学位であり、高等技術者学位や大学院学位ではそのような効果がほとんどみられないことが分かった。さらに専門職学位の中でも、新設私立大学で取得した学位において、賃金構造効果が高分位の賃金をより大きく下げる効果が最も強いことがわかった。表2にあるように、この賃金構造効果-0.049ポイントは極めて大きく、この期間のQ90とQ10の対数賃金格差の縮小-0.143ポイントの34.0%がこれで説明できる大きさであった (Murakami and Nomura, 2023: 76 TABLE 4)。

以上をまとめると、1980年の高等教育改革に伴い、高等教育機関の拡大と多様化が行われ、特に新設私立大学が多数設置され、この結果これらの終了者が労働市場に参入した結果、新設私立大学の収益率が大幅に低下したことで、賃金格差が縮小したことが分かった。特に近年において賃金分布の高分位においてその収益率が低下していることは、供給側の要因だけでなく、こういった学位を有する労働者への需要そのものが減少してきている可能性もあるだろう。

チリの高等教育に関しては、新設私立大学の提供するプログラムの質の問題に加え、大学の授業料が極めて高額で、さらに2006年に設立された、伝統大学だけでなく第2節で説明し

表2 チリにおける2013年から2017年の賃金格差の変化の要因分解

区分	高等教育全体		
効果	構成効果	賃金構造効果	全体
Q90	0.143	−0.133	0.010
Q10	0.010	−0.014	−0.004
Q90-Q10	0.134	−0.119	0.015
区分	新設私立大学で取得した学位		
効果	構成効果	賃金構造効果	全体
Q90	0.027	−0.051	−0.024
Q10	0.002	−0.002	−0.001
Q90-Q10	0.026	−0.049	−0.023
区分	伝統大学で取得した学位		
効果	構成効果	賃金構造効果	全体
Q90	0.058	−0.047	0.011
Q10	0.004	−0.005	−0.001
Q90-Q10	0.055	−0.042	0.012

(出所) Murakami and Nomura (2023: 71-72; 75) TABLE 3; TABLE 4 をもとに著者作成。

(注) Q90-Q10 は、当該効果の Q90 と Q10 の差を示す。

た公的認証を受けたすべての高等教育機関に在籍する学生に受給可能な政府保証付きローン¹³⁾ (Crédito con Aval del Estado, CAE) の利子率が高いといった点が指摘されている。特に、伝統大学の学生だけに受給資格がある大学ローン連帯基金 (Fondo Solidario de Crédito Universitario, FSCU) に比べて、CAE の利子率が高い問題は2011年の抗議活動における主要な争点にもなった (Solís, 2017; 三浦 2021)。こういった問題があるにしても、これら2本の論文の実証分析の結果は、賃金への影響で見ると、学生運動の主張として形成された「教育システムを通じた社会経済的不平等の再生産という構造的な問題」(三浦 2021: 78) という主張は一面的であることを示している。この主張は低所得階層の子供は質の低い初等・中等教育しか受けることができず、さらにそのために質の低い高等教育しか受けることができず、その結果、高等教育を受け労働市場に参入したのちも低い賃金しか得られない (三浦 2021: 78-79 図2 参照) というものである。しかしもし新設私立大学の質が低いことで、これらの大学で取得した学位の収益率が低下しているのであれば、賃金分布の低分位で、新設私立大学の収益率が下がっていることになるはずである。しかし、Murakami and Nomura (2023) の結果は、前述の通り賃金分布の高分位で伝統大学・新設私立大学共に専門職学位の収益率が下がっている。さらに、Murakami and Nomura (2023) の結果は、大学に比べて

授業料が安価なため低所得者世帯出身者の比率が高いとされる CFT や IP（この点に関しては OECD 2017: 253 Figure 5.5 参照）で取得した学位には収益率の低下がみられないことを示しているが、この点も前述の主張と矛盾する。ここで紹介した著者らの研究は、Núñez & Gutiérrez (2004), Zimmerman (2019) らが示したように、親の社会的階層と強くリンクしていると考えられる授業料の高い私立高校出身者において、エリート大学を卒業することによる賃金の効果が大きくなるというように、チリにおいて最終学歴以外の要因が賃金決定に影響していることを否定するものではない。しかし、チリにおいて高等教育改革を所得格差拡大の要因としてのみとらえることは一面的であり、チリでも人的資本論の予測どおり、高等教育改革に伴う高等教育の拡大と多様化は格差縮小に貢献しているという点も見落とすべきではないというのが著者らの 2 件の実証研究から明らかになった点である。

6 結 論

チリでは 2011 年以降広範な抗議活動が頻発し、2021 年の大統領選挙で左派のボリッチ候補が当選するに至ったが、その要因として「新自由主義の社会経済モデルが国内に深い格差を生んだためそれに対する不満が爆発した」という説明がなされることが多い。そこで、本稿は経済学の立場から、そのような説明が妥当であるのかについて考察を行った。本稿は、まず第 2 節で、チリが厳密な意味で新自由主義を実施したのは 1973 年のクーデターから 1981 年の債務危機までの間に過ぎず、それ以降は「新自由主義改革の継続・深化」ではなく、様々な「制度的革新」を通して「新自由主義改革に対する改革」を積み重ねてきたということを指摘した。その上で、第 3 節では、首都サンティアゴを対象とした家計調査データをもとに、ジニ係数の長期的な変動を示し、チリにおいて所得格差が大きく拡大したのは 1970 年代から 1980 年代にかけてであって、2000 年以降は、2009 年、2020 年などの経済不況時を除けば、所得格差は一貫して縮小傾向にあることを指摘し、特に大規模な抗議活動が始まった 2011 年は 1974 年以降でも最も格差が縮小した時期であったことを指摘した。第 4 節では、著者の 2 件のマイクロデータを用いた実証研究から、1970 年代の一律関税 10% 適用に伴う関税率の大きな引き下げも、2000 年代における RTA の発効による実行関税率の追加的な引き下げも技能・非技能労働者間の賃金格差を拡大させたことを指摘した。一方で、2003 年以降に関して MFN 関税率は一定であり、2009 年以降は実行関税率もほぼ一定であることから、2010 年代において経済のグローバル化が、それまでのように国内の所得格差拡大には寄与していないということを指摘した。第 5 節では、同様に著者の 2 件のマイクロデータを用いた実証研究から、1980 年の高等教育改革によって高等教育機関の拡大と多様化が行われ、その終了者が労働市場に参入した結果、2000 年以降、大学の収益率が特に賃金分布の高分位で大幅に低下したことで、賃金格差を縮小させることに大きく寄与したことを指摘した。従って、これは

「高等教育が社会経済的不平等の再生産に寄与している」という主張とは反対に、高等教育の拡大はその収益率を低下させることを通して高等教育を受けていない労働者との賃金格差を縮小させ、さらに高等教育の学位を取得した人の中での賃金格差も縮小させていることを指摘した。

それでは、チリにおいて大規模な抗議活動が開始された2011年は歴史的にも最も格差が縮小した時期であり、この時期に貿易自由化や高等教育の拡大も国内の所得格差を拡大させていないとすれば、2010年代の抗議活動の拡大や2021年の大統領選挙におけるボリッチ候補の当選の背景には、2013年以降の経済成長率の鈍化や移民の増加といった問題以外にどのような要因が考えられるのであろうか。著者は政治学や社会学の専門家ではないが、最後に先行研究を踏まえて考えられることを指摘したい。

第1に、本稿で指摘したような量的には格差が縮小しているにもかかわらず、不満が拡大しているとすれば、人々の格差に対する意識や評価そのものが変化した点が指摘できるだろう。即ち、北野（2020：24）が指摘するように、これまでラテンアメリカの中ではチリは貧困・所得格差に関しても良好な水準にあるということが指摘されてきたのに対し、チリが2010年に OECD に加盟後は OECD 加盟国の中では最悪であるということが頻繁に指摘されるようになった。即ち、「所得分配は徐々に改善はしているが、リスクを共有する仕組みが限定的で、国の所得水準のわりには不公平という認識が広がっている」（Goldfajn Martínez, and Valdés, 2021: 122）のであり、格差の現状に対して多くの人々が批判的な意見を持つようになった点があげられるだろう。

第2に、チリがこれまで様々な「改革に対する改革」を実施してきたが、特に拡大した中間層の求める改革と、政府が実施している改革またはその改革を実施するスピードにミスマッチが起き、不満が高まっているということが考えられる。即ち、チリでは所得格差が縮小し、中間層のプレゼンスが高まったことで、政府は貧困層・中間層双方の要求する政策を実施することが求められている（Armendáriz and Larraín, 2017: 116-117）。しかし、一般に IEF のような貧困対策に比べ、中間層が要求する高等教育の無償化のような政策は財源的な負担が大きく迅速に実施するのは容易でない。従って、一般に言われているように格差が拡大したから不満が爆発したのではなく、格差が縮小し中間層のプレゼンスが高まったからこそ、様々な改革を行ってきたにも関わらず中間層の求める改革を適切なタイミングで行うことができなかったことで、不満が高まったということができよう。

第3に、政策自体に対する不満だけでなく、それを行う政治家や政党に対する不満が高まっているという点も重要であろう。例えば、1990年の民政移管以降政権を担ってきたコンセルタシオン政権は2002年頃より汚職スキャンダルが頻発するようになり、内部の政争も激しくなった（岡本 2017：286）。それは、2010年以降の中道右派、中道左派に関しても同じ

であり、さらに大統領の連続再選が認められていないこともあって、大統領経験者が大統領候補になるということが両陣営で繰り返されてきた。2021年の大統領選挙に関しては、これまでの政治勢力としての中道左派、中道右派双方を国民が支持しなくなったということが実態であり、必ずしもチリ国民の多くがこれまでの政策そのものを根本的に変えることを求めているのではないのではないか。実際、2022年9月には、急進的な新憲法草案が国民投票の結果、大差で否決され（三浦・北野 2023）、新憲法の草案を担う制憲議会のメンバーを選ぶ2023年5月の選挙で右派勢力が多数を占める結果になっている。さらに言えば、2021年の大統領選挙に関しても、ボリッチ候補が決戦投票で勝利した背景は、ボリッチ候補の左派的な政策自体が支持されたというよりも、対立候補のカスト（José Antonio Kast）候補が極右と言われるような候補であったため、中道層が全く支持しなかったことが大きいのではないだろうか。興味深いことに、チリの1988年の国民投票および2017年までの大統領選挙における投票結果は、合計すれば一貫して中道左派55%、中道右派44%で一定しており（Vilches 2017; 桑山 2017: 12）、2021年の大統領選挙の決選投票での結果もこれと全く同じで、ボリッチ候補55.87%、カスト候補44.13%であった。¹⁴⁾ 即ち、カスト候補は「中道左派」のうちの中道寄りの人々から支持を得られるような候補ではなかったので、ボリッチ候補が勝利したということではないだろう。

以上を踏まえて、グローバル化や自由化のもたらした結果を正しく評価し、チリがこれまで積み重ねてきた様々な改革の成果を否定することなく、必要な改革を進めていくことがボリッチ政権に求められているということを記して結語としたい。

注

本研究はJSPS 科研費 20K13482「資源豊富国における海外直接投資と国内企業の生産性：チリにおける事例研究」、23K01401「経済グローバル化と所得格差：チリの家計調査データを用いた実証研究」の助成を受けたものです。2023年6月4日の日本ラテンアメリカ学会における本稿と同題での報告に対する受田宏之先生、後藤雄介先生からのコメント、および本稿に対する桑山幹夫先生、野村友和先生からのコメントに感謝します。また学生研究支援員の橋口義彦さんの研究補助に感謝します。ありうるべき誤りはすべて著者の責任です。

- 1) ボリッチ候補は、2021年7月に行われた大統領選予備選挙に勝利後の演説で、“Si Chile fue la cuna del neoliberalismo, también será su tumba”「チリが新自由主義の発祥の地であるならば、その墓場にもなるだろう」と訴えた（Rodrigo, 2021）。
- 2) 例えば以下のような記述があげられる。「南米チリの首都サンティアゴで今月予定されていたアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議が、同国内の政治混乱から開催中止となった。その背景を探ると、新自由主義の下で発展を遂げた新興国に共通する経済格差の拡大という問題が見えてくる。」（日刊工業新聞 2019）「街にはトタン屋根の家と立派なタワーマンションが混在する。『グローバリゼーションの優等生』の恩恵は一部に偏る。不満は2021年末の大統領選で爆発

した。当選したのは大衆迎合（ポピュリズム）政策を掲げた元学生運動家の左派，ボリッチ氏。」（日本経済新聞 2023）「軍事独裁政権時代の1980年に制定された現行憲法は新自由主義を重視し，貿易や医療，年金分野などあらゆる市場が開放された。チリは90年の民政移管後に安定成長を果たし、『南米の優等生』と称された。しかし，その裏では格差が広がり，19年には大規模な反政府デモが発生。デモ隊は格差の元凶に現行憲法があるとして新憲法の制定を要求した。翌20年の国民投票で新憲法を制定することが決まった。」（毎日新聞 2023）。

- 3) 1980年代におけるそれ以外の輸出促進政策に関しては，フィッシャー（2003：323-324），Ffrench-Davis（2002：139）Box1，Ffrench-Davis（2010：137）Box V.1 にまとめられている。
- 4) 軍事政権期の貧困対策を含む社会政策に関しては，Castañeda（1992），Vergara（1994：238-245）を参照されたい。
- 5) CASEN が開始された1985年時点の実施主体は ODEPLAN であったが，第2節で記したように，その後 ODEPLAN は1990年に MIDEPLAN に改組され，2011年に MIDEPLAN は社会開発省（Ministerio de Desarrollo Social, MDS）になり，さらに2019年より現在の名称になった（<https://www.desarrollosocialyfamilia.gob.cl/historia>）。
- 6) CASEN は，<http://observatorio.ministeriodesarrollosocial.gob.cl/encuesta-casen> より入手可能である。ただし，1985年と1987年のマイクロデータは公開されていない。EOD は <https://documentos.microdatos.cl/Encuestas/Ocupacion/BasesDeDatos/OcupacioDesocupacionBaseDatos?Orig=eod&H=BDO> より入手可能である。なお，EOD は各年3月，6月，9月，12月の年4回行われ，1957年から1979年までは6月の調査のみが所得に関する情報を含み，1980年以降は3月と6月の調査が所得に関する情報を含んでいる。
- 7) CASEN では，調査の対象となるサンプルが国・地域レベル，地理的地域（都市・農村）を正確に代表するように，確率的・層別的・多段階的に選択されている。さらに，家計調査に不可避な無回答によって生じるバイアスを最小限に抑えるため，CASEN では無回答者に対して調整済みのサンプル・ウェイトを用いている。これを用いることで，サンプルは国，地域，都市・農村の各レベルで国を代表するものになっている（Ministerio de Desarrollo Social, 2015a）。
- 8) CASEN の所得は，ECLAC による，無回答者に対する補正と，国民経済計算をもとにした調整が行われた所得である（Ministerio de Desarrollo Social, 2015b）。2020年の CASEN に関しては，アクセス時点（2022年4月1日）で，以前と同じ定義でなされた修正・補正済みの所得がマイクロデータに含まれていなかったため，2020年のデータは図2に含めていない。なお，EOD からのデータに関しては，無回答者に対する補正されたデータは含まれていないので，ジニ係数の計算にあたってはサンプルから脱落させた。
- 9) Ministerio de Desarrollo Social（2013）が首都サンティアゴを対象に CASEN の所得データから計算した所得格差と EOD の所得データから計算した所得格差の違いについて詳細な検討を行っている。
- 10) 例えば，「ボリッチ氏は貧富の格差の是正を重視しており，21年11～12月の大統領選で自由貿易協定（FTA）の新協定には慎重な立場を示してきた。」（日本経済新聞 2022），とあるが，このような書き方は，チリが TPP11 を発効することで国内格差が拡大する可能性があるかのような印象を与える。
- 11) 数式については Murakami and Nomura（2020：879）の（3）式を参照されたい。

- 12) 2013年において50歳以下は、1962年以降に生まれているので、1980年の高等教育改革以降に高等教育に就学したことになる。
- 13) 2006年設立時点の CAE の受給資格は、公的認証にある高等教育に在籍することに加え、所得階層の下位80%に属する世帯の学生であることと、大学入学共通試験 (Prueba de Selección Universitaria, PSU) で一定以上の点数をとることであった (Hastings et al., 2016)。なお、2015年までにこの所得階層に関する規定はなくなり、すべての世帯の学生が受給可能になった (Bucarey, 2018: 8)。さらにこの抗議活動の結果、2012年より CAE の利子率は FSCU と同じ水準まで引き下げられた (Tusso, 2021)。
- 14) Servicio Electoral de Chile
(<https://historico.servel.cl/servel/app/index.php?r=EleccionesGenerico&id=236>)

参 考 文 献

- Agosin, Manuel R. 1999. "Trade and Growth in Chile." *CEPAL Review* 68, (August): 79-100.
- Agosin, Mannuel R., and Ricardo Ffrench-Davis. 1996. "Managing Capital Inflows in Latin America." In *The Tobin Tax: Coping with Financial Volatility*, edited by Mahbub ul Haq, Inge Kaul, and Isabelle Grunberg, 161-192. New York: Oxford University Press.
- Armendáriz, Beatriz, and Felipe Larráin. 2017. *The Economics of Contemporary Latin America*. Massachusetts: MIT Press.
- Becerra, Gonzalo. 2006. "Arancel efectivo de las importaciones chilenas: 2000-2005." *Studies in Economic Statistics* 50, Central Bank of Chile.
- Blinder, Alan S. 1973. "Wage Discrimination: Reduced Form and Structural Estimates." *Journal of Human Resources* 8, no. 4 (Autumn): 436-455.
<https://doi.org/10.2307/144855>.
- Boylan, Delia. 1996. "Taxation and Transition: The Politics of 1990 Chilean Tax Reform." *Latin American Research Review* 31(1): 7-31.
<https://doi.org/10.1017/S0023879100017726>.
- Brandt, Nicola. 2012. "Reducing Poverty in Chile: Cash Transfers and Better Jobs." OECD Economics Department Working Papers 951.
- Bravo, David., and José A. Valderrama Torres. 2011. "The Impact of Income Adjustments in the Casen Survey on the Measurement of Inequality in Chile". *Estudios de Economía* 38, no. 1 (June): 43-65.
- Brunner, José Joaquín. 1993. "Chile's Higher Education: Between Market and State." *Higher Education* 25, no. 1 (January): 35-43.
<https://doi.org/10.1007/BF01384040>.
- Bucarey, Alonso. 2018. "Who Pays for Free College? Crowding Out on Campus." Job Market Paper, Massachusetts Institute of Technology (MIT). Accessed January 19, 2021.
<http://economics.mit.edu/grad/bucarey/research>.
- Castañeda, Tarsicio. 1992. *Combating Poverty: Innovative Social Reforms in Chile during the 1980s*. San Francisco: ICS Press.

- Castillo, Juan C., Palacios Diego, Joignant Alfredo, and Tham Maximiliano. 2015. "Inequality, Distributive Justice and Political Participation: An Analysis of the Case of Chile." *Bulletin of Latin American Research* 34, no. 4 (July): 486-502.
<https://doi.org/10.1111/blar.12369>.
- Cecchini, Simone, Claudia Robles, and Luis Hernán Vargas. 2012. "The Expansion of Cash Transfers in Chile and Its Challenges: Ethical Family Income." International Policy Center for Inclusive Growth Brief Report 26.
- Cox, Cristian. 1996. "Higher Education Policies in Chile in the 90s." *Higher Education Policy* 9, no. 1 (March): 29-43.
[https://doi.org/10.1016/S0952-8733\(96\)90036-7](https://doi.org/10.1016/S0952-8733(96)90036-7).
- Departamento de Economía, Universidad de Chile. 2006. "Manual del Encuestador Encuesta de Ocupación y Desocupación en el Gran Santiago." Centro Microdatos, Departamento de Economía, Universidad de Chile, Santiago, Chile. Accessed May 11, 2023.
https://documentos.microdatos.cl/Documentos/Encuestas/Ocupacion/1/ManualEncuestador_EncuestaOcupacion.pdf
- Economic Commission for Latin America and the Caribbean (ECLAC). 2013. "Social Panorama of Latin America 2013." Santiago: ECLAC.
- Economic Commission for Latin America and the Caribbean (ECLAC). 2017. "Latin America and the Caribbean in the World Economy 2016: The Region amid the Tensions of Globalization." Santiago: ECLAC.
- Economic Commission for Latin America and the Caribbean (ECLAC). 2022. "Social Panorama of Latin America and the Caribbean 2022: Transforming Education as a Basis for Sustainable Development." Santiago: ECLAC.
- Edwards, Sebastian. 2009. *Left Behind: Latin America and the False Promise of Populism*. London: The University of Chicago Press.
- Edwards, Sebastian, and Alejandra C. Edwards. 1987. *Monetarism and Liberalization: The Chilean Experiment*. London: The University of Chicago Press.
- Ffrench-Davis, Ricardo. 1990. "Debt-equity swaps in Chile." *Cambridge Journal of Economics* 14, no. 1 (March): 109-126.
- Ffrench-Davis, Ricardo. 2002. "The Impact of Exports on Growth in Chile." *CEPAL Review* 76, (April): 135-150.
- Ffrench-Davis, Ricardo. 2008. *Chile entre el neoliberalismo y el crecimiento con equidad: Reformas y políticas económicas desde 1973*. Santiago: J. C. Sáez Editor.
- Ffrench-Davis, Ricardo. 2010. *Economic Reforms in Chile: From Dictatorship to Democracy*. New York: Palgrave Macmillan.
- Ffrench-Davis, Ricardo, Patricio Leiva, and Roberto Madrid. 1992. "Trade Liberalization in Chile: Experiences and Prospects." New York: United Nations.
- Firpo, Sergio, Nicole M. Fortin, and Thomas Lemieux. 2009. "Unconditional Quantile Regressions." *Econometrica* 77, no. 3 (May): 953-973.

- <https://doi.org/10.3982/ECTA6822>.
- Goldberg, Pinelopi K., and Nina Pavcnik. 2007. "Distributional Effects of Globalization in Developing Countries." *Journal of Economic Literature* 45, no. 1 (March): 39–82.
- Goldfajn, Ilan, Lorenza Martínez, and Rodrigo O. Valdés. 2021. "Washington Consensus in Latin America: From Raw Model to Straw Man." *Journal of Economic Perspectives* 35, no. 3 (Summer): 109–132.
- Hachette, Dominique. 2000. "La reforma comercial." In *La transformación económica de Chile*, edited by Felipe Larraín, and Rodrigo Vergara M., 294–338. Santiago: Centro de Estudios Públicos.
- Hastings, Justine S., Christopher A. Neilson, Anely Ramirez, and Seth D. Zimmerman. 2016. "(Un)informed College and Major Choice: Evidence from Linked Survey and Administrative Data." *Economics of Education Review* 51, (April): 136–151.
- <https://doi.org/10.1016/j.econedurev.2015.06.005>.
- Knight, John B., and Richard H. Sabot. 1983. "Educational Expansion and the Kuznets Effect." *American Economic Review* 73, no. 5 (December): 1132–1136.
- Kuwayama, Mikio. 2003. "The Comprehensiveness of Chilean Free Trade Agreements." In *Whither Free Trade Agreements?: Proliferation, Evaluation and Multilateralization*, edited by J. Okamoto, 175–215. Chiba, Japan: Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization.
- Labán, Raúl, and Felipe Larraín. 1995. "Continuity, Change, and the Political Economy of Transition in Chile." In *Reform, Recovery, and Growth: Latin America and the Middle East*, edited by Dornbusch Rudiger, and Sebastian Edwards, 53–78. Chicago: University of Chicago Press.
- Larrañaga, Osvaldo. 2001. "Distribución de ingresos: 1958–2001." In *Reformas, crecimiento y políticas sociales en Chile desde 1973*, edited by Ricardo Ffrench-Davis, and Barbara Stallings, 295–329. Santiago: CEPAL.
- Larrañaga, Osvaldo, Benjamín Echeopar, and Nicolás Grau. 2022. "Una nueva estimación de la desigualdad de ingresos en Chile." *Estudios Públicos* 167, (September): 45–76.
- <https://doi.org/10.38178/07183089/1229210914>.
- Lustig, Nora, Luis F. Lopez-Calva, and Eduardo Ortiz-Juarez. 2013. "Declining Inequality in Latin America in the 2000s: The Cases of Argentina, Brazil, and Mexico." *World Development* 44, (April): 129–141.
- <https://doi.org/10.1016/j.worlddev.2012.09.013>.
- Macario, Carla. 2000. "Chile: In Search of New Export Drive." In *Export growth in Latin America: Policies and Performance*, edited by Boulder, Macario, Carla, Regis Bonelli, Adriaan ten Kate, and Gunnar Niels, 48–72. Colorado: Lynne Rienner Publishers.
- Messina, Julian, and Joana Silva. 2018. "Wage Inequality in Latin America: Understanding the Past to Prepare for the Future." Washington, DC: World Bank.
- Ministerio de Desarrollo Social. 2013. "Indicadores de distribución del ingreso en la Región Metropolitana de Santiago: Comparación Encuesta Casen y Encuesta de Ocupación y Desocupación Universidad de Chile." Accessed May 10, 2023.
- https://www.desarrollosocialyfamilia.gob.cl/pdf/upload/DOCUMENTO_COMPARACION_DISTY_CASEN_UDECHILE.pdf

- Ministerio de Desarrollo Social. 2015a. "Metodología de Diseño Muestral Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional 2013." Serie Documentos Metodológicos N°30, 24 January 2015, Observatorio Social, Ministerio de Desarrollo Social, Santiago, Chile. Accessed June 6, 2018.
http://observatorio.ministeriodesarrollosocial.gob.cl/storage/docs/casen/2013/Metodologia_Disenio_Muestral_Casen_2013.pdf
- Ministerio de Desarrollo Social. 2015b. "Libro de Códigos Base de Datos Complementaria de Ingresos Metodología Tradicional Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional 2013." Serie Documentos Metodológicos N°32, 26 January 2015, Observatorio Social, Ministerio de Desarrollo Social, Santiago, Chile.
- Murakami, Yoshimichi. 2014a. "Achievements and Problems of Economic Liberalization in Chile." *Annals of Economics and Business* 63: 57–81. Research Institute for Economics and Business Administration, Kobe University.
- Murakami, Yoshimichi. 2014b. "Trade Liberalization and Skill Premium in Chile." *México y la Cuenca del Pacífico* 3, no. 6 (January–April): 77–101.
<https://doi.org/10.32870/mycp.v3i6.418>.
- Murakami, Yoshimichi. 2021. "Trade Liberalization and Wage Inequality: Evidence from Chile." *Journal of International Trade & Economic Development* 30, no. 3 (April): 407–438.
<https://doi.org/10.1080/09638199.2020.1871502>.
- Murakami, Yoshimichi, and Tomokazu Nomura. 2020. "Expanding Higher Education and Wage Inequality in Chile." *Journal of Economic Studies* 47, no. 4 (July): 877–889.
<https://doi.org/10.1108/JES-12-2018-0445>.
- Murakami, Yoshimichi, and Tomokazu Nomura. 2023. "Decline in Values of Degrees and Recent Evolution of Wage Inequality: Evidence from Chile." *Estudios de Economía* 50, no. 1 (June): 55–132.
- Núñez Javier and Roberto Gutiérrez. 2004. "Class Discrimination and Meritocracy in the Labor Market: Evidence from Chile." *Estudios de Economía* 31, no. 2 (December): 113–132.
- Oaxaca, Ronald. 1973. "Male-female Wage Differentials in Urban Labor Markets." *International Economic Review* 14, no. 3 (October): 693–709.
<https://doi.org/10.2307/2525981>.
- OECD. 2017. "Education in Chile." Reviews of National Policies for Education, OECD Publishing, Paris.
<https://doi.org/10.1787/9789264284425-en>.
- Parro, Francisco, and Loreto Reyes. 2017. "The Rise and Fall of Income Inequality in Chile." *Latin American Economic Review* 26, no. 3 (February): 1–31.
<https://doi.org/10.1007/s40503-017-0040-y>.
- Petras, James, Fernando I. Leiva, and Veltmeyer Henry. 1994. *Democracy and Poverty in Chile: The limits to Electoral Politics*, Colorado: Westview Press
- Raczynski, Dagmar, and Claudia Serrano. 2005. "Las políticas y estrategias de desarrollo social. Aportes de los años 90 y desafíos futuros." In *La paradoja aparente, Equidad y eficiencia: Resolviendo el dilemma*, edited by Meller Patricio, 225–286. Santiago: Taurus.
- Reininger, Taly, Borja Castro-Serrano, Marcela Flotts, Mónica Vergara, and Ana Fuentealba. 2018.

- “Conditional Cash Transfers: Social Work and Eradicating Poverty in Chile.” *International Social Work* 61, no. 2 (March): 289–301.
<https://doi.org/10.1177/0020872816631601>.
- Rodrigo, León. 2021. “Boric tras triunfo: “Chile será la tumba del neoliberalismo”.” *El Dinamo*, July 18, 2021. Accessed May 12, 2023.
<https://www.eldinamo.cl/politica/2021/07/18/boric-tras-triunfo-en-primarias-chile-sera-la-tumba-del-neoliberalismo/>
- Solís, Alex. 2017. “Credit Access and College Enrollment.” *Journal of Political Economy* 125, no. 2 (April): 562–622.
<https://doi.org/10.1086/690829>.
- Somma, Nicolás, Matías Bargsted, Rodolfo Disi Pavlic, and Rodrigo Medel. 2021. “No Water in the Oasis: the Chilean Spring of 2019–2020.” *Social Movement Studies* 20(4): 495–502.
<https://doi.org/10.1080/14742837.2020.1727737>.
- Thorsen, Dag Einar. 2010. “The Neoliberal Challenge: What Is Neoliberalism?” *Contemporary Readings in Law and Social Justice*. 2(2): 188–214.
- Tusso, Pablo Chomali. 2021. “La gran mochila financiera del CAE no es culpa del CAE.” *El Mostrador*, March 23, 2021. Accessed March 24, 2021.
<https://www.elmostrador.cl/autor/pablo-tusso-chomali/>
- Vergara, Pilar. 1994. “Market Economy, Social Welfare, and Democratic Consolidation in Chile.” In *Democracy, markets, and structural reform in Latin America: Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, and Mexico*, edited by William C. Smith, Carlos H. Acuna, and Eduardo A. Gamarra, 237–261. New Brunswick, N. J.: Transaction Publishers.
- Vilches, José Manuel. 2017. “Centroizquierda 55% y centroderecha 44%: La tendencia electoral que se ha repetido en Chile.” *Emol.com*, November 20 2017. Accessed May 19, 2023.
<https://www.emol.com/noticias/Nacional/2017/11/20/884088/Lzquierda-55-y-derecha-44-La-tendencia-electoral-historica-de-Chile.html>.
- Williamson, John. 1990. *Latin American Adjustment: How Much Has Happened?* Washington, DC: Institute for International Economics.
- Zimmerman, Seth D. 2019. “Elite Colleges and Upward Mobility to Top Jobs and Top Incomes.” *American Economic Review* 109, no. 1: 1–47.
<https://doi.org/10.1257/aer.20171019>.
- ウトフ・アンドラス/日下部英紀訳 (2003)「チリにおける金融自由化と年金改革の進展」, 西島章次・細野昭雄編『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』, 359–398. 神戸大学経済経営研究所.
- 岡本哲史 (2017)「チリコンサルタシオン政権と新自由主義の行方」後藤政子・山崎圭一編『ラテンアメリカはどこへ行く』, 285–312. ミネルヴァ書房.
- 北野浩一 (2020)「チリの「社会危機」勃発と所得分配問題：年金制度改革の議論を中心に」ラテンアメリカ・レポート, 36(2): 16–31.
- 桑山幹夫 (2017)「2017年12月チリの大統領決選投票の行方を占う：新興左派票の流れが鍵」ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート, ラテンアメリカ協会, 2017年12月

- 桑山幹夫 (2018)「ラテンアメリカ経済は何故長期にわたり停滞するのか? : 新構造主義学派の見解を軸として」ディスカッションペーパーシリーズ, DP2018-J02, 神戸大学経済経営研究所, 2018年2月 (2019年5月改訂).
- 桑山幹夫 (2019a)「今チリで起こった抗議デモがなぜ暴動化したのか? その謎を読み解く」ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート, ラテンアメリカ協会, 2019年11月.
- 桑山幹夫 (2019b)「チリモデル」細野昭雄・工藤章・桑山幹夫編『チリを知るための60章』, 74-75. 明石書店.
- 日刊工業新聞 (2019)「グローバルの眼/「中南米の優等生」チリの経済格差問題」2019年11月14日. 2023年5月10日閲覧
<https://estate.nikkan.co.jp/column/pjx6ahr2xx25quw5>.
- 日本経済新聞 (2022)「チリ, TPP を批准 10カ国目」2022年12月23日. 2023年4月29日閲覧
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN230TV0T21C22A2000000/>.
- 日本経済新聞 (2023)「分断の先に(7)富の集中, 100年前の恐怖他者への信頼, 世界の礎」2023年1月8日. 2023年1月10日閲覧
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO67417290X00C23A1MM8000/>.
- フィッシャー・ロナルド/日下部英紀訳 (2003)「チリにおける貿易自由化, 発展, 政策」, 西島章次・細野昭雄編『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』, 293-324. 神戸大学経済経営研究所.
- 細野昭雄 (2003)「チリにおける改革・制度構築と経済発展」, 西島章次・細野昭雄編『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』, 233-266. 神戸大学経済経営研究所.
- 毎日新聞 (2023)「チリの憲法草案作成メンバー選挙, 右派が圧勝 左派大統領に打撃」2023年5月9日. 2023年5月9日閲覧
<https://mainichi.jp/articles/20230509/k00/00m/030/008000c>.
- 三浦航太 (2021)「2000年代のチリの学生運動における主張の変化: 学生ローン制度に対する批判から教育システム全体に対する問題提起へ」ラテンアメリカ研究年報, 41: 65-93.
- 三浦航太・北野浩一 (2023)「チリの2022年新憲法案はなぜ国民投票で否決されたのか」ラテンアメリカ・レポート, 39(2): 1-16.
- 吉田秀穂 (1985)「軍政下チリの経済政策と経済構造の変容—新自由主義政策の失敗—」小坂允雄・丸谷吉男編『変動するラテンアメリカの政治・経済』, 159-189. アジア経済研究所.